

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合長

佐竹 敬久

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「そのてん末」を「公印事故届（様式第1号）」に、「報告」を「提出」に改める。

第5条中「（別記様式）」を「（様式第2号）」に改める。

第6条第1項中「合議の上、」の次に「公印新調・改刻・廃止申請書（様式第3号）により」を加え、「広域連合長の決裁」を「事務局長の承認」に改める。

第7条第2項中「やむを得ない理由により」の次に「他に持ち出して使用するときは、公印持出使用簿（様式第4号）により」を加える。

第8条第1項中「合議しなければならない。」を「合議の上、印影印刷承認申請書（様式第5号）により事務局長の承認を受けなければならない。」に改める。

第9条第1項中「公印の印影」の次に「又はその縮小したもの」を加え、「総務課長に合議の上、広域連合長の決裁」を「当該保管者に合議の上、電子公印使用承認申請書（様式第6号）により事務局長の承認」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（広域連合を組織する市町村による公印の印影の使用）

第10条 広域連合の事務を執行するうえで必要があると認められるときは、秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年秋田県知事指令市町村第1990号許可）第2条に規定する広域連合を組織する市町村に公印の印影を使用させることができる。この場合における使用の承認については、前2条の規定を準用する。

2 広域連合を組織する市町村に公印の印影を使用させる事務の主管課長は、不正使用その他事故を防止するため、公印の印影を使用する者に対し、適切に管理するよう必要な措置を講じなければならない。

別表の次に次の様式を加える。

様式第1号(第4条関係)

公 印 事 故 届

年 月 日

広域連合長 様

公印保管者 氏名 印

次のとおり公印に事故がありましたので提出します。

公 印 の 名 称 等	名 称 配 置 課 等 保 管 者
事 故 の 内 容	
事 故 後 に お け る 処 理 の て ん 末	
そ の 他 必 要 な 事 項	

別記様式を「様式第2号」とし、次に次の4様式を加える。

様式第3号(第6条関係)

公印新調・改刻・廃止申請書

年 月 日

事務局長 様

公印保管者 氏名

印

次のとおり公印を新調・改刻・廃止したいので申請します。

公 印 の 名 称		ひ な 型
寸 法	方 _____ mm 径 _____ mm 縦 _____ mm × 横 _____ mm	
印 材		印 影
書 体		
個 数	個	
使 用 区 分		
公 印 保 管 者		
保 管 場 所	課	
使 用 開 始 ・ 廃 止 年 月 日	*使用開始 年 月 日 *使用廃止 年 月 日	
新 調 ・ 改 刻 ・ 廃 止 の 理 由		

様式第4号(第7条関係)

公印持出使用簿

使用年月日	年 月 日		
返戻予定年月日	年 月 日	午前	午後
公印の名称等	名 称 配置課等 保 管 者		
使用する理由			
持 出 課 等	課 課長 氏名 印		
持出職員氏名			
摘 要			
持 出 年 月 日	年 月 日	公印保管者印	
返 戻 年 月 日	年 月 日	公印保管者印	

印影印刷承認申請書

年 月 日

事務局長 様

課長 氏名

印

次のとおり印影を印刷したいので申請します。

公 印 の 名 称 等	名 称 配置課等 保 管 者	
印 刷 す る 理 由		
印 刷 す る 証 票 等 の 名 称 (様 式 添 付)		
印 刷 枚 数		
印刷したものの発行対象者又は交付対象者		
印 影 の 寸 法	原寸	縮小 (方 ミリメートル)
摘 要		

